

企業長が保有する個人情報に関する神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月29日

神奈川県内広域水道企業団
企業長 浅羽 義 里

神奈川県内広域水道企業団規則第2号

企業長が保有する個人情報に関する神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例（令和5年神奈川県内広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、企業長が保有する個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第4項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表は、個人情報ファイル簿（単票）（第1号様式）により行うものとする。

(個人情報事務登録簿)

第4条 条例第3条第1項第8号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始年月日
- (2) 保有個人情報を利用する範囲
- (3) 関連する個人情報ファイル簿がある場合は、その旨

2 条例第3条第1項の規定による帳簿の備付けは、個人情報事務登録簿（第2号様式）により行うものとする。

(開示請求書等)

第5条 法第77条第1項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書（第3号様式）により行わなければならない。

2 前項の場合において、法第76条第2項の規定により代理人が開示請求をするときは、保有個人情報開示請求書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 代理人の法定代理人又は保有個人情報の本人（以下「本人」という。）の委任による代理人の別
- (2) 本人の未成年者、成年被後見人又は本人の委任による代理人の委任者の別
- (3) 本人の氏名及び住所又は居住

3 令第22条第3項に規定する委任状は、保有個人情報開示請求委任状（第4号様式）とする。

(開示決定等の通知)

第6条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長等の通知)

第7条 条例第6条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（第7号様式）により行うものとする。

2 条例第7条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第8号様式）により行うものとする。

（開示請求事案の移送の通知）

第8条 企業長は、法第85条第1項の規定により事案を他の行政機関の長等に移送するときは、保有個人情報開示請求事案移送書（第9号様式）により行うものとする。

2 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第10号様式）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知）

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項用）（第11号様式）により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第2項用）（第12号様式）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項の意見書の提出は、第三者開示決定等意見書（第13号様式）により行わなければならない。

4 法第86条第3項（法第107条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書（第14号様式）により行うものとする。

（電磁的記録の開示の方法）

第10条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法であって、企業長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるものとする。ただし、これらの方法により難しいときは、企業長が適当と認める方法により行うことができる。

（1）電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

（2）電磁的記録を企業長が現に使用している専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

（3）電磁的記録を光ディスク（直径が120ミリメートルのものに限る。別表において同じ。）に複製したものの交付

（閲覧又は視聴の中止）

第11条 法第82条第1項の規定により開示の決定を受けた者が当該決定に係る公文書の閲覧又は視聴をしようとするとき、又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定により審査請求人又は参加人が提出書類等の閲覧をしようとするときは、当該公文書又は当該提出書類等を丁寧に取り扱い扱わなければならない、汚損し、又は破損してはならない。

2 前項の規定に違反する者に対しては、企業長は、公文書の閲覧若しくは視聴又は提出書類等の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（写しの作成等）

第12条 法第87条第1項の規定による写しの交付又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付の部数は、一の請求につき1部とする。

2 令第28条第4項に規定する規則で定める方法及び行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第14条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する審査庁が定める方法は、会計規程（昭和44年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第7号）第26条第1項に規定する納入通知書により納付する方法とする。

3 条例第4条第2項に規定する費用は、別表に定めるとおりとする。

4 前項の費用は、前納しなければならない。

（開示の実施の方法等の申出）

第13条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書（第15号様式）により行わなければならない。

（訂正請求書）

第14条 法第91条第1項の規定による訂正請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書（第16号様式）により行わなければならない。

2 第5条第2項の規定は、保有個人情報訂正請求書の記載について準用する。

3 令第29条において読み替えて準用する令第22条第3項の訂正請求に係る委任状は、保有個人情報訂正請求委任状（第17号様式）とする。

（訂正決定等の通知）

第15条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（第18号様式）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（第19号様式）により行うものとする。

（訂正決定等の期限の延長等の通知）

第16条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（第20号様式）により行うものとする。

2 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（第21号様式）により行うものとする。

（訂正請求事案の移送の通知）

第17条 企業長は、法第96条第1項の規定により事案を他の行政機関の長等に移送するときは、保有個人情報訂正請求事案移送書（第22号様式）により行うものとする。

2 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第23号様式）により行うものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第18条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（第24号様式）により行うものとする。

（利用停止請求書）

第19条 法第99条第1項の規定による訂正請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書（第25号様式）により行わなければならない。

2 第5条第2項の規定は、保有個人情報利用停止請求書の記載について準用する。

3 令第29条において読み替えて準用する令第22条第3項の利用停止請求に係る委任状は、保有個人情報訂正請求委任状（第26号様式）とする。

（利用停止決定等の通知）

第20条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第27号様式）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（第28号様式）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の延長等の通知）

第21条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第29号様式）により行うものとする。

2 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（第30号様式）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第22条 法第105条第3項の規定により準用する同条第2項の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（第31号様式）により行うものとする。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 企業長が保有する個人情報に関する神奈川県内広域水道企業団個人情報保護条例施行規則（平成18年神奈川県内広域水道企業団規則第1号）は、廃止する。

別表（第12条関係）

写しの作成の方法	金額	
文書若しくは図画又は電磁的記録の用紙への出力	白黒	1枚につき10円
	カラー	1枚につき40円
ページ数がある電磁的記録の光ディスクへの複製	100円に1ページごとに10円を加えた額	
ページ数がない電磁的記録の光ディスクへの複製	100円に1ファイルごとに10円を加えた額	
文書又は図画をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の光ディスクへの複製	100円に1ページごとに10円を加えた額	
文書若しくは図画、電磁的記録又は文書若しくは図画をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の写しを業務委託により作成した場合	当該契約で定める額	

備考

- 1 写しの送付を行う場合は、別表に定める額に送付に要する費用を加算した額とする。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画については、片面を1枚として算定する。
- 3 用紙への出力は、日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとする。ただし、これを超える規格の用紙を用いた場合の金額は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

第1号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称	神奈川県内広域水道企業団企業長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 神奈川県内広域水道企業団総務部総務課	
	(所在地) 〒241-8525 神奈川県横浜市旭区矢指町1194	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

個人情報事務登録簿

実施機関		企業長		登録番号	
登録年月日	年 月 日	開始年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日
登録主管課場所					
所管課場所					
個人情報 取扱事務	名称				
	概要	目的			
	要	根拠法令等			
個人情報の対象者の範囲			の個人情報		
個人 情報 の 項 目	基本的項目	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
	<input type="checkbox"/> 整理番号	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 資産状況	<input type="checkbox"/> 意見・要望
	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 収入状況	<input type="checkbox"/> 相談内容
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 顔写真
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> その他	[]
	<input type="checkbox"/> 本籍・本籍地	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 賞罰	[]	[]
	<input type="checkbox"/> 国籍	[]	<input type="checkbox"/> その他	[]	[]
	<input type="checkbox"/> 続き柄	[]	[]	[]	[]
	<input type="checkbox"/> 個人番号				
要配慮個人情報の取扱い		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続	
個人情報の収集先及び収集の方法		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 第三セクター <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他 [] <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他 []			
電子計算機処理の有無		システム名			
<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		オンライン結合による外部提供		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
個人情報を利用する範囲		<input type="checkbox"/> 所管課場所のみ <input type="checkbox"/> 所管課場所以外 [課場所名]			
個人情報を提供する範囲及び提供する項目名		<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 第三セクター <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他 [] 項目名			
備考					

保有個人情報開示請求書

年 月 日

神奈川県内広域水道企業団企業長 殿

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	開示請求に係る保有個人情報が特定できるように、当該保有個人情報が記録されている公文書の名称等をできるだけ具体的に記載してください。	
	公文書の内容を主管する課場所	課・場・所
求 め る 開 示 の 実 施 の 方 法 等 (本欄の記載は任意)	<input type="checkbox"/> 事務所における閲覧又は視聴 開示の実施の希望日： 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 事務所における写しの交付 <input type="checkbox"/> 用紙への出力 <input type="checkbox"/> 光ディスクへの複製 開示の実施の希望日： 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 写しの送付 <input type="checkbox"/> 用紙への出力 <input type="checkbox"/> 光ディスクへの複製	
請 求 者 本 人 確 認 書 類	次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(保険者番号、被保険者等記号・番号は黒塗り) <input type="checkbox"/> 個人番号カードの表面(個人番号の記載がない面) <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他()	
	(請求書を送付して請求の場合) 上記書類に加えて次の書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し(請求前30日以内に作成されたもの、個人番号は黒塗り)	
備 考		

(裏)

代理人が 請求する 場合のみ 記載する 事項	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人の委任者
	本人の氏名	
	本人の住所 又は居所	
	代理人の別 及び資格 確認書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人 資格確認書類 次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(請求前30日以内に作成されたもの) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(請求前30日以内に作成されたもの) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人 資格確認書類 次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 保有個人情報開示請求委任状(請求前30日以内に作成されたもの) (印鑑登録証明書(請求前30日以内に作成されたもの)を添付) (委任者が印鑑登録証明書により証明される印を押印したもの) <input type="checkbox"/> 保有個人情報開示請求委任状(請求前30日以内に作成されたもの) (委任者の本人確認書類(請求者本人確認書類に準じた書類)を添付) <input type="checkbox"/> その他()
代理人が法人である場合 にのみ記載する事項	次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 法人の印鑑証明書(請求前30日以内に作成されたもの) <input type="checkbox"/> 印鑑カード ----- (代表者以外の者が請求の任に当たる場合) 上記書類に加えて次の書類 <input type="checkbox"/> 担当者への委任状(印鑑証明書により証明される印が押印されたもの) (請求書を送付して請求の場合) 次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書(請求前30日以内に作成されたもの) <input type="checkbox"/> 保有個人情報開示請求書への押印	

注1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。

2 開示請求をした代理人が、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を届け出てください。

3 開示の実施の希望日による開示の実施の可否は、保有個人情報開示決定通知書により通知します。

第4号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

保有個人情報開示請求委任状

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受け
る権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受け
る権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実
施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- 2 次に掲げる委任者の本人確認書類のうち、いずれかの写しを添付する。
 - (1) 運転免許証
 - (2) 個人番号カードの表面（個人番号の記載がない面）
※個人番号通知カードは不可
 - (3) 在留カード
 - (4) 特別永住者証明書

保有個人情報開示決定通知書

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することに決定したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 部分開示
開示することが できない 部分及び理由	<p>(開示することができない部分の概要)</p> <p>個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号該当 (理由)</p> <p>※ この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県内広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。 また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県内広域水道企業団を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。 上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県内広域水道企業団を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
開示する保有個人情報の 利用目的	

開示請求で求めた開示の実施の方法による開示の可否	<input type="checkbox"/> 開示請求で求めた開示の実施の方法による開示が可能です。
	<input type="checkbox"/> 事務所において閲覧又は視聴ができます。 次の日時及び場所にこの通知書をお持ちの上お越しく下さい。 日時： 年 月 日 午前・午後 時 分 場所：三ツ境庁舎 情報公開室
	<input type="checkbox"/> 事務所において写しを交付します。 次の日時及び場所に写しの作成に要する費用及びこの通知書をお持ちの上、お越しく下さい。 日時： 年 月 日 午前・午後 時 分 場所：三ツ境庁舎 情報公開室 写しの作成に要する費用： 円 (内訳)
	<input type="checkbox"/> 写しを送付します。 次の期限までに費用の合計額を同封の納入通知書により、神奈川県内広域水道企業団出納取扱金融機関(横浜銀行本支店)へ納付してください。納付されたことを確認した後に写しを発送します。 期限： 年 月 日 費用の合計額： 円 (①+②) (内訳) ①写しの作成に要する費用… 円 ②写しの送付に要する費用… 円 送付の準備に要する日数： 日
<input type="checkbox"/> 開示請求で求めた開示の実施の方法による開示ができません。 この通知を受け取った日から30日以内に、求めることができる開示の実施の方法欄の□内にレ印の記入がある方法のうちから希望する方法を同封の「保有個人情報開示実施方法等申出書」に転記し、事務担当課へご提出ください。	

(第3面)

求めることができる 開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 事務所における閲覧又は視聴 開示の実施が可能な日： 年 月 日 場所：三ツ境庁舎 情報公開室
	<input type="checkbox"/> 事務所における用紙へ出力して作成した写しの交付 開示の実施が可能な日： 年 月 日 場所：三ツ境庁舎 情報公開室 写しの作成に要する費用： 円 (内訳)
	<input type="checkbox"/> 事務所における光ディスクへ複製して作成した写しの交付 開示の実施が可能な日： 年 月 日 場所：三ツ境庁舎 情報公開室 写しの作成に要する費用： 円 (内訳)
	<input type="checkbox"/> 用紙へ出力して作成した写しの送付 費用の合計額： 円 (①+②) (内訳) ①写しの作成に要する費用… 円 ②写しの送付に要する費用… 円 送付の準備に要する日数： 日
	<input type="checkbox"/> 光ディスクへ複製して作成した写しの送付 費用の合計額： 円 (①+②) (内訳) ①写しの作成に要する費用… 円 ②写しの送付に要する費用… 円 送付の準備に要する日数： 日
事 務 担 当 課	電話番号

備考1 事務所において閲覧若しくは視聴又は写しの交付を受ける際には、この通知書を提示してください。

- 2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で事務担当課まで御連絡ください。
- 3 写しの送付を公文書開示実施方法等申出書により申し出た場合は、後日お送りする納入通知書により、費用の合計額を神奈川県内広域水道企業団納入取扱金融機関(横浜銀行本支店)へ納付してください。納付されたことを確認した後に写しを発送します。

保有個人情報不開示決定通知書

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

なお、この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県内広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県内広域水道企業団を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県内広域水道企業団を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示することが できない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号該当 (理由)
事務担当課	電話番号
備考	

第7号様式(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、神奈川県内
広域水道企業団個人情報保護法施行条例第6条第2項の規定により、次のとおり開示決定等
の期間を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当課	電話番号

第8号様式(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、神奈川県内
広域水道企業団個人情報保護法施行条例第7条の規定により、次のとおり開示決定等の期限
を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
条例第7条の規定(開示 決定等の期限の特例) を適用する理由	
保有個人情報のうちの 相当の部分につき 開示決定等をする期限	年 月 日
残りの保有個人情報 について開示決定等 をする期限	年 月 日
事務担当課	電話番号

第9号様式(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

保有個人情報開示請求事案移送書

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容		
開示請求者 氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先：	
代理人 による 開示請求 の場合	本人の 状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人の委任者
	本人の 氏名	
	本人の住所 又は居所	
添付資料等	<ul style="list-style-type: none">・保有個人情報開示請求書・移送前に行った行為の概要記録	
備考		
事務担当課	電話番号	

第10号様式(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

保有個人情報開示請求事案移送通知書

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の 行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送元の事務担当課	電話番号

第三者意見照会書 (法第86条第1項用)

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る 保有個人情報に 含まれているあなたに 関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先 (事務担当課)	〒241-8525 神奈川県横浜市旭区矢指町1194番地 電話番号

第三者意見照会書 (法第86条第2項用)

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号 又は第2号の規定の 適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る 保有個人情報に 含まれているあなたに 関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先 (事務担当課)	〒241-8525 神奈川県横浜市旭区矢指町1194番地 電話番号

第三者開示決定等意見書

年 月 日

神奈川県内広域水道企業団企業長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け広域水 第 号で照会があった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開 示 請 求 に 係 る 保有個人情報の名内容	
開示に関してのご意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連 絡 先	

注1 提出者が法人その他の団体である場合は、住所は事務所又は事業所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。

3 提出者が法人その他の団体である場合は、連絡先欄に本意見書提出の担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

あなたから 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県内広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県内広域水道企業団を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県内広域水道企業団を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る公文書の名称又は内容	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課	電話番号
備考	

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

神奈川県内広域水道企業団企業長 殿

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

保有個人情報 開示決定通知書の 記号及び番号並びに日付	記号及び番号：広域水 第 号 日 付： 年 月 日
求める開示の実施の方法 (本欄の記載は任意)	<input type="checkbox"/> 事務所における閲覧又は視聴 開示の実施の希望日： 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 事務所における写しの交付 <input type="checkbox"/> 用紙への出力 <input type="checkbox"/> 光ディスクへの複製 開示の実施の希望日： 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 写しの送付 <input type="checkbox"/> 用紙への出力 <input type="checkbox"/> 光ディスクへの複製
保有個人情報について 部分ごとに異なる方法 による開示の実施を 求める場合における 当該部分ごとの内容	(事務所における閲覧又は視聴を求める部分の内容)
	(事務所における写しの交付を求める部分の内容及び媒体)
	(写しの送付を求める部分の内容及び媒体)
保有個人情報の一部 のみの開示の実施を 求める場合の 当該部分の内容	
備 考	

- 注1 請求者が法人その他の団体である場合は、住所は事務所又は事業所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 請求者が法人その他の団体である場合は、備考欄に本開示請求の担当者の氏名及び電話番号を記入してください。
- 3 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
- 4 事務所において閲覧若しくは視聴又は写しの交付を受ける際には、保有個人情報開示決定通知書を提示してください。
- 5 写しの送付を申し出た場合は、後日お送りする納入通知書により、費用の合計額を神奈川県内広域水道企業団出納取扱金融機関(横浜銀行本支店)へ納付してください。納付されたことを確認した後に写しを発送します。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

神奈川県内広域水道企業団企業長 殿

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る 保有個人情報の開示 を受けた日	年 月 日
保有個人情報 開示決定通知書の 記号及び番号並びに日付	保有個人情報開示決定通知書の記号及び番号：広域水 第 号 保有個人情報開示決定通知書の日付： 年 月
開示決定に基づき開示を 受けた保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	
請求者本人確認書類	次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(保険者番号、被保険者等記号・番号は黒塗り) <input type="checkbox"/> 個人番号カードの表面(個人番号の記載がない面) <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他() ----- (請求書を送付して請求の場合) 上記書類に加えて次の書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し(請求前30日以内に作成されたもの、個人番号は黒塗り)
備 考	

保有個人情報訂正請求委任状

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____ 印
連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- 2 次に掲げる委任者の本人確認書類のうち、いずれかの写しを添付する。
 - (1) 運転免許証
 - (2) 個人番号カードの表面（個人番号の記載がない面）
※個人番号通知カードは不可
 - (3) 在留カード
 - (4) 特別永住者証明書

保有個人情報訂正決定通知書

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県内広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県内広域水道企業団を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県内広域水道企業団を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正決定をする内容	
訂正決定をする理由	
事務担当課	電話番号
備考	

保有個人情報不訂正決定通知書

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しない旨の決定をしたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県内広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県内広域水道企業団を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県内広域水道企業団を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正をしない こととした理由	
事務担当課	電話番号
備考	

第20号様式(第16条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

年 月 日付けで訂正請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
延長後の期間	日(訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	
事務担当課	電話番号

第21号様式(第16条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

広域水 第 号

年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団

企業長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
法第95条の規定（訂正 決定等の期限の特例） を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
事務担当課	電話番号

第22号様式(第17条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

保有個人情報訂正請求事案移送書

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容		
訂正請求者 氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先：	
代理人 による 訂正請求 の場合	本人の 状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人の委任者
	本人の 氏名	
	本人の住所 又は居所	
添付資料等	<ul style="list-style-type: none">・保有個人情報訂正請求書・移送前に行った行為の概要記録	
備考		
事務担当課	電話番号	

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の 行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送元の事務担当課	電話番号

保有個人情報訂正通知書

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正請求に係る 本人の氏名等	氏名： 住所又は居所：
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容	
訂正決定をする理由	
事務担当課	電話番号

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

神奈川県内広域水道企業団企業長 殿

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の開示 を受けた日	年 月 日
保有個人情報 開示決定通知書の 記号及び番号並びに日付	保有個人情報開示決定通知書の記号及び番号：広域水 第 号 保有個人情報開示決定通知書の日付： 年 月
開示決定に基づき開示を 受けた保有個人情報の内容	
利用停止請求の趣旨	<input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → <input type="checkbox"/> 提供の停止
利用停止請求の理由	
請求者本人確認書類	次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(保険者番号、被保険者等記号・番号は黒塗り) <input type="checkbox"/> 個人番号カードの表面(個人番号の記載がない面) <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他() (請求書を送付して請求の場合) 上記書類に加えて次の書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し(請求前30日以内に作成されたもの、個人番号は黒塗り)
備 考	

保有個人情報利用停止請求委任状

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限
及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける
権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____ 印
連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- 2 次に掲げる委任者の本人確認書類のうち、いずれかの写しを添付する。
 - (1) 運転免許証
 - (2) 個人番号カードの表面（個人番号の記載がない面）
※個人番号通知カードは不可
 - (3) 在留カード
 - (4) 特別永住者証明書

保有個人情報利用停止決定通知書

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県内広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県内広域水道企業団を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県内広域水道企業団を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定 を する 内 容	
利用停止決定 を する 理 由	
事 務 担 当 課	電話番号
備 考	

保有個人情報利用不停止決定通知書

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止しない旨の決定をしたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県内広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県内広域水道企業団を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県内広域水道企業団を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止をしない こととした理由	
事務担当課	電話番号
備考	

第29号様式(第21条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

広域水 第 号

年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団

企業長

印

年 月 日付けで利用停止請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
延長後の期間	日(訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	
事務担当課	電話番号

第30号様式(第21条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

広域水 第 号

年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団

企業長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求 に係る保有個人情報の 内 容	
法第103条の規定(利用 停止決定等の期限の 特例)を適用する理由	
利用停止決定等 を する 期 限	年 月 日
事 務 担 当 課	電話番号

第31号様式(第22条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

広域水 第 号
年 月 日

様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 印

年 月 日付けの神奈川県内広域水道企業団企業長に対する審査請求について、次のとおり神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定により、次のとおり通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の内容	
審査請求の内容	
審査請求があった日	年 月 日
審査会に諮問した日	年 月 日
事務担当課	電話番号 内線